

NEWS LETTER 2023年 4月号

2021年5月号を最後に作成をしておりませんでしたニュースレターを今年度から復活させたいと存じます。今回は、ネタ切れで挫折しましたが、今回は、大きな法改正もあり、また、毎月の情報を少なくして、その時のニーズに合った情報をピンポイントにお届けできればと思います。お仕事の合間にご覧いただければ幸いです。なお、掲載内容につきご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。



登記の義務化について

これまで権利にかかる登記は任意であり、相続の発生や住所の変更等があっても登記義務が無く、登記をせずに放置されることで、所有者不明の土地が増え、社会問題となっていました。そこで、今回、相続登記等につき申請義務化がなされ、登記をしない場合、罰則が科されることとなります。

登記義務化は、令和6年4月1日からスタートし、3年間の猶予期間があります。

このスタート時点で、すでに相続が発生している場合も登記義務化の対象となりますので注意が必要です。また、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記を申請しないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

この正当な理由の例としては、相続人が極めて多数となり戸籍謄本等の収集に多くの時間を要するケース、遺言の有効性等が争われているケース、相続人自身に重病等の事情があるケースが考えられます。

この相続登記の義務化に付随して、相続人申告制度や相続土地国庫帰属制度、所有不動産記録証明制度等の新たな制度が始まります。詳しくは、お近く司法書士にお尋ねください。最後に、今回、登記義務化が初めてのことのようには言われていますが、実は、不動産登記も義務の部分があります。それは表題部の登記です。例えば自宅を新築したら1月以内に登記をしないと、10万円以内の過料に処せられる可能性があります。これは増築や滅失の場合も同じです。これまでも登記をしないことで罰則が科せられる可能性があったのですが、私は罰則が科された方に一度もお会いしたことがありません。今回の相続登記義務化に関しても、実際に罰則までいくかは、・・・どうなのでしょうか・・・

事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続
- ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記
- ④農地法の許可
- ⑤裁判手続